

韓国：アジアで初めて義務的人権・環境デューデリジェンス法案を国会に提出

アジアニュースレター

2024年3月6日号

執筆者:

[Won YOON](mailto:w.yoon@nishimura.com)
w.yoon@nishimura.com
Sang-Kyun BONG
s.bong@nishimura.com

[長岡 隼平](mailto:j.nagaoka@nishimura.com)
j.nagaoka@nishimura.com

1. はじめに

2023年9月1日、韓国の政党「共に民主党」は、「持続可能な事業経営のための人権及び環境保護法案」（以下「本法案」）を国会に提出しました。

仮に本法案が現在の内容のまま制定されたとすると、デューデリジェンスの実施義務は、適用対象企業の要件を満たす日本企業にも及ぶため、動向を注視する必要があります。

本法案の背景として、韓国では、同年4月、韓国企業の現状について、12年間にも亘り国連ビジネスと人権に関する指導原則及び韓国政府の国別行動計画を実施するための自発的な取り組みが行われてきたにもかかわらず、未だ国家による人権の保護に関する国際的な最低限の基準を満たしていないとする報告書が公表されていました。その結果、企業の自発的な取り組みに任せては、国境を超えた人権・環境関連の違反行為に十分に対処できないのではないかという批判が高まったのです。

本法案は、人権及び環境に配慮した事業活動を促進するとともに、企業による人権及び環境関連の違反を防止することにより、上記の批判に対処することを目的としています。当該目的を達成するため、本法案は、企業に対して、人権・環境デューデリジェンスの実施計画を策定することを求めており、当該義務には、管理者の中から責任者を任命することも含まれます。アジア初の義務的人権・環境デューデリジェンス法案となる本法案により、韓国は、アジアにおけるパイオニアとなろうとしています。

一方で、本法案は国会に提出されたばかりであり、今後立法化のためには様々な段階・プロセスを経る必要がある点に留意しなければならず、その内容についても今後修正の可能性があります。したがって、本稿は、現時点における本法案の初期的な検討・分析結果を示すものであり、今後改訂・変更の可能性があることにもご留意ください。

2. 環境・人権・サステナビリティについての世界の潮流

近年、企業に人権・環境関連の義務を課す数々の法令が世界中で施行されていますが、このような動きは、

企業の戦略やオペレーションに環境・社会・ガバナンス（ESG）に関する方針を組み込むべきであるとの国際的な潮流の一部であるとも言えます。ESG 関連の施策は、今や、企業の持続可能性や長期的な企業価値実現に関してコーポレート・ガバナンスにおける重要な要素と考えられています。例えば、EU の企業持続可能性デューディリジェンス指令案についても、このようなムーブメントの一部と言えるでしょう。米国においても、2022 年のウイグル強制労働防止法等、関連法令が施行されています¹。

3. 適用範囲

本法案は、韓国に本店を置く商法 169 条に基づく会社、商法 614 条に基づく韓国に事業所を設立している外国会社、並びに地方公企業法に基づく地方公企業及び公共機関の運営に関する法律 4 条に基づく公共機関を適用対象とすることを意図しています（本法案 2 条 1 号、以下「適用対象企業」）。なお、適用対象企業のうち、中小企業基本法により定義される中小企業、及び以下の条件を満たす企業については、現時点では、本法案の義務のうちいくつかについて、義務を負わないことになっています（本法案 5 条 1 項）。

- (i) 500 人未満の従業員を有し、かつ
- (ii) 前会計年度において 2000 億ウォン未満の売上を有する企業

また、本法案は、上記企業が負う義務の範囲の拡大について、国内外の状況を考慮して今後大統領令によって段階的に行われる可能性があることも規定しています（本法案 5 条 2 項）。

4. 本法案の主な特徴

(1) 人権・環境デューディリジェンスの範囲

本法案は、別表 1～3 において、それぞれ国際人権条約、ILO 条約、国際環境条約を列挙しており、当該条約に規定されている人権・環境 이슈が本法案による人権・環境デューディリジェンスの対象となります。

また、人権・環境デューディリジェンスの対象としては、「自らの企業活動及びサプライチェーンに属する企業の活動による、現存または潜在する人権環境リスク」とのみ規定しているため、韓国内のオペレーションに限らず、海外バリューチェーンをも含み得るものとなっています。

(2) 義務の内容

本法案は、適用対象企業に対して、人権・環境デューディリジェンスを実施するためのシステムを設置・運用する義務を課しています。経営責任者等は、毎年当該会社のデューディリジェンスに関する計画を策定し

¹ 日本においてもこの分野における規制の動きは加速しています。日本政府は、国連指導原則に基づいて 2020 年に「ビジネスと人権」に関する行動計画(2020-2025)を策定し、その後経済産業省及び外務省によるアンケート調査において人権を尊重する企業行動の促進に関して政府がイニシアティブを発揮してほしいという要望が確認されたことを受けて、2022 年 9 月に「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表しました。当該ガイドラインは、国連指導原則に加えて、OECD の多国籍企業行動指針、ILO 多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言、その他の国際基準に基づき作成されました。

た上で取締役会に報告し、承認を得なければならないとされています（本法案 6 条乃至 9 条）。加えて、適用対象企業は、当該報告の中で、人権及び環境に関するリスクを特定した上で、それらに対する適切な対応策を策定しなければならないとされています（本法案 10 条乃至 13 条）。さらに、適用対象企業は、当該報告について開示義務を負います。開示方法の詳細については大統領令に委任されています（本法案 15 条）。

(3) 政府機関

さらに、本法案は、人権や環境に影響を与える事業活動に関連する重要な事項を調整するために「人権と環境に関するビジネス委員会」（以下「委員会」）を設置するとしています。

委員会は企業に対して是正勧告をすることができ（本法案 28 条）、企業財政部長官に通知することにより企業に対して是正命令が下されるよう促すことができます（是正命令自体は企業財政部長官が下します。）（本法案 29 条）。是正命令に不服を唱える企業は行政訴訟を提起することができます（本法案 30 条）。

委員会は、人権・環境デューデリジエンスから生じる紛争の仲裁をも行うとされています（本法案 17 条）。委員会は、適用対象企業による本法案に定められた義務の違反を発見した場合、是正命令又は是正勧告を発することができるとされています（本法案 28 条・29 条）。また、委員会は、特定の国又は地域を高リスクエリアとして指定（又は同指定を解除）することができ、適用対象企業は、高リスクエリアのオペレーションについては強化されたデューデリジエンスを実施することが求められます（本法案 33 条・34 条）。

加えて、本法案は、韓国政府が人権及び環境関連の違反の被害者を支援し、賠償するための基金を設置することについても規定しています（本法案 35 条）。

(4) 罰則と民事責任

適用対象企業は、本法案の違反によって第三者に損害を与えた場合、被害者に対して当該損害を賠償する義務を負います（本法案 39 条）。この点、本法案は、企業と被害者との間の力の不均衡に鑑みて、被害者が企業活動と損害の間の関連性を証明できた場合には、因果関係の存在が推定される（立証責任の転換）こととされています（本法案 40 条）。

委員会の是正命令に従わなかった適用対象企業、戦争犯罪若しくは児童労働に直接若しくは間接に関連する事業活動、又は、紛争地域若しくは高リスクエリアの事業活動に起因する人権環境リスクを特定しなかった適用対象企業は、本法案に規定する罰則を受けることとなります。罰則については、個人（例：法人の代表者）に対して 5 年以下の懲役又は 5000 万ウォン以下の罰金が定められているほか（本法案 42 条）、取締役会に人権・環境デューデリジエンス計画を報告しなかった者に対する 1000 万ウォン以下の過料が定められています（本法案 44 条）。

さらに、適用対象企業についてより深刻な人権・環境リスクが発覚した場合、同企業は、事業活動の一時停止を含む対応策を策定する義務を負います（本法案 11 条 2 項）。また、適用対象企業は、サプライチェーン上の直接のサプライヤーのオペレーションにおける人権環境リスクを特定した場合には、まず当該サプラ

イヤーに当該事実を通知し、人権環境リスク対策の策定及び実行を求めた上で、それでもなお当該人権環境リスクが継続する場合には当該サプライヤーとの契約関係を終了しなければなりません（本法案 11 条 3 項）。加えて、適用対象企業は、サプライチェーン上の間接のサプライヤーのオペレーションにおける人権環境リスクを特定した場合には、影響力を行使して上流のサプライヤーらが違反を治癒するための措置を策定し実施できるようにしなければなりません（本法案 11 条 4 項）が、当該措置には、関連するサプライヤーへの通知、サプライヤーに対する違反治癒の要請、そして違反が継続する場合には直接サプライヤーとの契約を解除することも含まれます（本法案 11 条 3 項）。

5. 日本企業への影響、今後の展望

韓国の議案情報システムによれば、本稿執筆(2024 年 2 月 9 日)時点では、本法案はまだ関連する委員会による審査が行われている段階とされており、今後本法案の立法化のためには、様々な立法プロセスを通過する必要があります。本法案は、関連省庁、国務会議及び国会による協議及び検討の期間において、見直され、修正されることとなります。もし本法案について必要な承認が得られた場合は、本法案は政府に提出され、大統領による署名をもって法律として制定されます。

仮に本法案が現在の内容のまま制定されたとすると、デューディリジェンスの実施義務は、適用対象企業の要件を満たす日本企業にも及びます。これにより、当該日本企業は、デューディリジェンスの実施だけでなく、間接的に、契約条項や監査、開示等に関する実務を見直す必要が生じ得るものと考えられます。また、適用対象企業の要件を満たさない日本企業であっても、取引先の中に適用対象企業が含まれる場合は、当該取引先が本法案を遵守する上で講じる施策に事業上対応しなければならない場面が生じるものと考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com